



Title	大戦・革命期におけるドイツ社会民主党の議会制論と「経済議会」構想
Author(s)	小野, 清美
Citation	大阪外国語大学論集. 1990, 2, p. 107-136
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/79482
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

大戦・革命期における ドイツ社会民主党の議会制論と「経済議会」構想

小 野 清 美

Die Anschauung der deutschen
Sozialdemokraten über Parlamentarismus und das
“Wirtschaftsparlament”-konzept

Kiyomi Ono

Im Jahre 1917 erkannte die SPD die parlamentarische Demokratie als sozusagen strategisches Ziel an und forderte die Parlamentarisierung der konstitutionellen Monarchie ernstlicher als bisher. Schon damals sprach man in Westeuropa von der Krise des parlamentarischen Systems, und zwar wegen tiefer sozialwirtschaftlicher Strukturwandlungen wie z. B. der Massendemokratie sowie des massenhaften Auftretens und der Politisierung der Interessenverbände. Trotzdem hatte die SPD kein Problembewußtsein für solche Wandlungen und hielt die parlamentarische Demokratie nach wie vor dogmatisch für Selbstverwaltung des Volks durchs Parlament. Diese direkt-demokratische Idee (Identität von Regierenden und Regierten) blieb nachhaltig in der SPD. Die Sozialdemokraten sprachen sich für die plebiszitären Elemente der Weimarer Verfassung aus. Aus solcher Anschauung über den Parlamentarismus resultierten die Ignorierung von der eigenständigen Funktion der Regierung als politischer Führung einerseits und die Gegringschätzung des Parlaments andererseits. Dieses Verhältnis begünstigte die Ministerialbürokratie, die die Revolution unverletzt überlebt hatte, und viele Interessenverbände nutzten auch in der Weimarer Zeit ihre innigen Kontakte mit der Bürokratie als Gegengewicht gegen das Parlament.

H. Sinzheimers Konzepte vom “sozialen Parlamentarismus” und später von der “Arbeitsteilung von politischer und wirtschaftlicher Demokratie” waren sehr nützlich für die Ergänzung der sozialdemokratischen Parlamentarismusidee, als die SPD in der Revolutionszeit zur Konfrontierung mit den organisierten Interessen gezwungen wurde. Er beabsichtigte eigentlich eine Entlastung des Parlaments und eine neue Entwicklung des Parlamentarismus und des Staates. Aber seine Absicht wurde durch antiparlamentaristische Kräfte sofort verzerrt. Das hatte teilweise wiederum etwas mit seinem eigenen traditionellen Verständnis des Parlamentarismus zu tun.

初めに

第一次大戦後の議会制の危機はドイツにかぎらず、19世紀の深い社会経済的構造変化の結果としての代表制民主主義の基礎の変化に起因する一般的現象である。その最も重要な変化は、多くの論者が考察しているように、大衆民主主義による民主主義の構造変化（代表制民主主義からプレビシットな民主主義への転換）、およびこれと不可分の関係にある「組織された利害」＝利益集団の噴出である。ドイツは、このような構造的変化に対する議会制システムの適応の危機が叫ばれる時代に初めて議会制民主主義に移行したのであった。

本稿は、ワイマール議会制民主主義の成立局面での問題を、帝制期の団体統合主義の文脈において、社会民主主義と利益代表制の関わりを中心に検討した前稿⁽¹⁾に対する補論というささやかな意図に発するものである。社会民主主義が、一方で議会制システムの導入を目標とし、現にそれが実現しつつあるときに、他方で、民主主義的に正統化されず世論の統制もうけない利益集団を基礎とするために、議会制民主主義と原理的に矛盾する面を含まざるを得ない全国経済評議会を頂点とする利益代表制度を創出したのは、なぜであろうか。

ところでこの制度の評価をめぐる、近年の団体論への関心の高まりとともに、コーポラティズム的観点からの再評価が現われている。古くからある「第三の道」（レーテと議会制民主主義の結合）論とそこから派生する経済的レーテシステムの議会制民主主義への組み込みをポジティブに評価する立場に対して、エルトマン、G. A. リッター、H. メラーなどは、経済的レーテシステムも議会主義とは整合しないという見解である⁽²⁾。これに対して、ポイケルトは、ワイマール憲法は民主主義の実験のための発展能力ある枠組みを用意し、コーポラティズムのなかに社会的基本矛盾の調整のための新しい道を見いだしたと評価している。⁽³⁾ また U. クルーフもレーテによって大衆化され、農民的・都市的中间層によって共有された議会制システムのコーポラティズム的補完は、共和国の政治的王構造を安定化させる傾向を持っていたと評価する。⁽⁴⁾ 早くには同様の見解がフレンケルによっても表明されていた。彼は、現代的議会主義は集团的諸要求を国

家の最も重要な機能的統合手段として承認すべきだと考え、憲法165条の機能的理念は国家のなかの経済的諸力による政的民主主義の補完であり、ワイマール後期に明瞭になる「集団的民主主義」kollektive Demokratieを先取りしたものであると評価していた。⁽⁵⁾ 本稿ではこうした見解の対立も念頭におきながら、この制度の導入にイニシアティブをとった社会民主党の議会制論を検討してみたい。

[1] SPDの議会制論・運動の展開

1. 戦前から1917年まで

議会の地位が低い立憲君主制のドイツでは、急進的民主主義者は半ば本能的に人民投票理念に傾き、初期のSPDもM.リッティングスハウゼンの議会なき直接的な人民支配の思想に示されるようにその例外ではなかった。アイゼナッハ綱領、ゴータ綱領、さらに1891年のエルフルト綱領にいたっても国民の直接立法という要求を掲げ、議会制民主主義の明確な要求はなされなかった。⁽¹⁾ 社会主義者鎮圧法下の孤立のなかで原則的な反議会主義の立場をとり、議会を抗議と扇動の舞台としてのみ位置づけていた社会民主主義のなかには広範な反議会主義が存在した。⁽²⁾ しかし鎮圧法の廃止による状況の根本的変化、選挙での躍進とともに改めて議会の位置づけが問題になり、SPDは議会主義についての議論を重ねることになるが、議論の中心は議会的活動の党にとっての意味如何ということであり、議会制的政府システムの問題は周辺的であった。そして1893年には帝制期のSPDの、議会主義についての評価をめぐる典型的対立を示したといわれる、メーリングとカウツキーの論争が持ち上がる。⁽³⁾ 論争の争点は、社会主義への移行と議会主義の関係という問題であった。メーリングがブルジョワ議会主義への信仰の消失こそ社会主義の前提だ、としたのに対し、カウツキーは社会主義への議会主義的な道を擁護し、議会制システムをプロレタリアート独裁の道具として位置づけた。すなわち、議会制レジームはドイツではプロレタリアートの政治的勝利を意味し、後者はまた前者を意味するだろうから、効果的な議会主義のための闘争は社会革命のための決定的な闘争になると言うのである。しかし、彼とても革命の経済的前提が熟さない限り議会主義に限定的な価値しか与えず、こうして、多数派をめざして選挙民を獲得するための手段としての当時の限定的な議会主義戦術には党内の広い一致が見られた。また、カウツキーの擁護した代表制民主主義も、それが労働者階級にとってのよりよい闘争場裏を提供し得るという意味においては、ほぼ党の共通の立場となった。⁽⁴⁾

こうしてSPD主流派は、この論争を経て、直接民主主義の立場から限定的な議会主義戦術へと転換した。しかし、19世紀末から20世紀初めにかけての議会制論議では、議会制政府システムの問題は殆ど扱われず、したがってイギリス、フランスなどの議会制度の経験的分析もなされないという限界をもっていた。⁽⁵⁾ 1905/06年には、ザクセン、ハンブルクなど各邦でなされた、SPDの進出を抑制するための選挙法改悪に対抗して、SPDは各邦や全国レベルで選挙権闘争を

大衆的示威行動をもって繰り広げるが、基本的には帝国議会選挙権（男子普通選挙権）の防衛という性格の運動であり、党指導部も消極的であった。さらに1907年について1910年春、SPDは大戦前最大の大衆運動と言われるほどの広がりをもってプロイセン三級選挙法改革に取り組んだ。しかしいずれも戦略的位置づけを欠き、議会制にかんする原則的討議は全くなされず、専ら大衆ストライキ論争という運動戦術論に解消されてしまった。⁽⁶⁾ 1908年デイリー・テレグラフ事件後の政府危機でも、議会人による重要政府ポストの引受けという考えは自由主義諸党にもSPDにもなく、宰相の議会に対する責任制の要求にとどまり、ライヒ政府の議会主義化の要求は掲げられなかった。

こうして議会制をめぐる議論は煮詰められないまま、よりよい闘争の舞台としての限定的な議会主義戦術をとる主流派に対して、1907年以降、議会活動による資本主義から社会主義への漸進的転換をめざして議会制システムへの移行を要求するいわゆる修正派・労組改良派が前進した。⁽⁷⁾ そしてその後周知のように1912年帝国議会選挙の勝利とエーベルトら実務派の党内での勝利がそのプロセスを完成した。皮肉なことにSPDの勝利によって、もともと明確な議会制政府の構想を欠き、精力的な取り組みもできないでいた自由主義諸党派は、立憲君主制をSPDの率いる議会制政府よりもより小さな悪とみなし、いっそう議会制化要求から後込みすることになる。つまりSPDは、自由主義が議会制システムという目標の追求においてゆきずまって以後に、このシステムを要求する最大の勢力になったのである。⁽⁸⁾

総じて、戦前のSPDの議会制にたいする態度は、フレンケルの次のような整理でまとめられよう。SPDは代表制＝議会制の問題を重視せず、実践的には代表制理論を支持したが、感情的には労働運動の初期から残っていた人民投票的な政府システムへの強い傾斜を示し、代表理念への深い理解は持たなかった、と。⁽⁹⁾ 党にとって議会制問題が本格的に浮上するのは、戦中、特に1917年7月危機以降である（なお、同年4月以降、革命期の名称多数派社会民主党MSPDは一貫してSPDと略記する）。

2. 1917年7月危機以降

大戦中には、社会民主党は、兵士として国家のためにあらゆる犠牲を払っている労働者に政治的同権が当然認められるべきだ、という論理で平等選挙権の実現、とりわけプロイセン三級選挙法の改革を最も中心的な要求とし、あらゆる領域での「労働者の国家市民的同権化」を追求する。⁽¹⁰⁾ ロシア革命の影響下に1917年4月、「和解の平和」と内政民主化の要求を軸にSPD、進歩人民党、青年自由派からなる超党派委員会が帝国議会内に成立したとき、SPD議員団議長シャイデマンはこれを憲法的な民主的改革を要求する多数派の成立と特徴づけて、改めて「ライヒと諸邦の完全な民主化」のための選挙法改革すなわち婦人参政権、選挙区割の再編およびプロイセン選挙法改革の要求を提起した。⁽¹¹⁾ この議会内の動きに対し、ライヒ指導部は皇帝の復活祭勅書を通じて戦後における三級選挙法の改革、直接秘密（平等はぬき）選挙権の導入を約束した。⁽¹²⁾

続いて同年7月平和決議に端を発した宰相危機の中で、議会制論議がようやく盛り上がり、議会主義を要求してきた諸党はここに初めて、帝国議会にたいする宰相の責任制という従来の要求をこえる議論を開始し、この中で社会民主党の議会制への態度もあたらな展開を示す。まず当面、党幹部と議員団においては、なお広範に残っていた党内の反対論を押して議会制システムへの転換を目指す立場が優位をしめるに至った。⁽¹³⁾ しかし帝国議会多数派は議会制システムへの即時移行を要求し得ず、結局、宰相の交代に留まった。SPDも議会制政府への移行は無理と判断し、7月10日の帝国議会議員団会議でエーベルトは超党派委員会で決定的なのはプロイセン選挙法問題と戦争目的問題で成果をあげることであり、議会制化の要求に固執しないよう要請した。⁽¹⁴⁾

ついで同年10月に再び新宰相ミカエリスを失脚に追い込んだ時にも、議会多数派は後任として提案すべき人物を議会の中に見いだし得ず、カイザー任命のヘルトリングが新宰相になった。ジュデクムやダーフィットは、幾人かの宰相候補が取り沙汰された時、プロイセン選挙法改革を最重要視する立場から、非プロイセン人はこの中心問題を実現できないと主張した。⁽¹⁵⁾

二度の宰相危機を通じて議会多数派は本気で議会制政府を実現する気構えを持たず、せいぜい政府への議会人の参加、議会の共同責任の漸次的増大を目指しているにすぎないことが示された。彼らの態度のこの中途半端さは、当時の議会制論議が決定的に对外政策的観点から動機づけられていたためであり、議会多数派における外政的観点の優位、議会主義化の「道具的性格」が議会制についての根本的な討議を阻んだと、つとに指摘されている。⁽¹⁶⁾

ところで、1917年10月のSPD党大会は、——ここでも内政民主化の要求はまず对外政策的観点から動機づけられた——初めていわば戦略的な意味で議会制システムを承認した。党指導部の依頼によりランズベルク作成の「指針・民主化」⁽¹⁷⁾は、「完全な民主主義は階級対立の除去を前提とする」と限定をつけながらも、自由・平等選挙権に基づく議会制政府システムを目標とすることを言明したのである。そして「我々が闘いとうとしている国家において支配し得るのは議会制政府システム以外のものではない」と、目指すべき将来の国家の政治システムが議会制民主主義のシステムであることを一般的にであれ表明した。大会後、議会制政府システムを論じたグラートナウアー G. Gradnauer は、議会制的政府形態のみが「人民国家への道」であると断じた。⁽¹⁸⁾

このように議会制に対する立場の積極的変化にもかかわらず、SPDは1918年秋の入閣問題をめぐる議論においてもなお議会制化要求を正面から掲げるには至らない。

17年4月の労働者の反戦ゼネスト、7月末の水兵の反乱、18年1月のゼネストというように、徐々に高まっていた反戦・革命運動の前に、帝制指導部は18年9月には、一連の譲歩に加えてSPDと自由労働組合の代表の入閣による革命回避の方針を決定し、SPDに入閣要請を行った。こうして浮上した入閣問題を審議した9月23日のSPD党委員会・帝国議会議員団合同会議は、反対論を押し切って、議員団の提出した入閣条件をもって入閣することを決議した（議員団では

55:10, 党委員会では25:11)。入閣条件は和解の平和など対外政策的項目の他に、全ての邦への普通選挙権の導入、議会多数派を、あるいはその政策に合致する人々を政府に任命すべきこと、憲法9条の廃止という議会制民主主義の実現に関する要求を含んでいた。⁽¹⁹⁾ この会議で政治情勢を報告したシャイデマンは、「国民による政府」＝帝国議会により選出された政府を含む「完全な民主化」を要求し、内閣だけでなく、省庁の指導的官僚ポストにも議会人をつけることを要求した。⁽²⁰⁾ しかし直ちにこれが実現されるとは考えられていず、議論の全体を通じて肝心の議会制問題よりも選挙法改革（プロイセン三級選挙法の改革、帝国議会選挙の平等の拡大・比例代表制の導入）のほうに比重がかかっていた。上の入閣条件には、平等選挙権の導入に同意しないならプロイセン邦議会を解散すべし、という項目が入っており、⁽²¹⁾ 議論においてもこの問題が入閣問題の一つの焦点をなしたのであった。⁽²²⁾

もちろん、プロイセン民主化は最大の邦の民主化という意義にとどまらず、帝国レベルでの内実ある議会主義化の不可欠の前提でもあった。干渉国家的政策にともなう国家課題の増大がもたらした国家官僚制の強化によって、帝国とプロイセンの二元性という憲法構造のもとで、帝国国務長官のプロイセン内閣（無任所相）への任命および頂点レベルでの帝国官僚制のプロイセン化、という2つの対抗的プロセスを通じて、頂点レベルでの両執行権力の融合、帝国行政のプロイセン化が生じており、帝国の政治そのものへのプロイセンの規定性が強まっていたからである。⁽²³⁾

SPDも帝国とプロイセンの二元性、プロイセンによる帝国の支配という帝制の政治的構造をひとまずふまえて、⁽²⁴⁾ プロイセン選挙法改革に、国内の反動的政治勢力の拠点およびドイツ軍国主義の支柱たるユンカーの政治的支配力の打破、という意義づけを与えていた。皇帝の復活祭勅書以来の内政民主化要求の高まりのなかで、例えば、クーノーは、肝要なのは選挙条項の変更ではなく、「プロイセンの行政への、それとともにさらには帝国政府への、封建的保守派の反動的影響力の排除」だと述べた。⁽²⁵⁾ H. ミュラーも、1917年4月18/19日の拡大党委員会で、プロイセン選挙法改革は「旧プロイセンの基盤の完全な移動を意味し、この行政機構が全ての反動的諸事件に主要な責任をおう支点であることをやめる前提である」とした。⁽²⁶⁾ 改革要求の高まりのまえに宰相ヘルトリングは、1918年9月はじめ、プロイセン上院の憲法委員会で皇帝の約束に基づく平等選挙権の導入を主張するに至ったが、『フォアヴェルツ』はこの憲法委員会審議にむけてP. ヒルシュの論説を掲げた。それは、三級選挙法をドイツ軍国主義の培養基であるプロイセンのユカートゥームの支柱ととらえ、その改革は、もはやプロイセン問題でもドイツ問題でもなく国際的問題だとし、三級選挙法廃止によるプロイセンの民主化を人民国家 Volksstaat の実現として意義づけている。⁽²⁷⁾ プロイセン軍国主義の打破こそ平和への道だという意識は一般にも高まっていた。

しかし、SPDには、このような帝国の内政民主化および平和の前提としての意義づけと並んで、より一般的に、労働者の国家市民的同権化の獲得という戦前以来選挙法改革の要求の文脈が

一貫している。そしてこの同権化要求の背後に、同権化の達成は同時に労働者の勝利につながるという、平等選挙権そのものの効果への過大評価があることを見過ごせない。E. ハイルマンは、「プロイセンにおける平等選挙法の勝利は……労働者の決定的な階級的勝利である。それはプロイセンにおける彼らの経済的力を政治的にも完全に利用することを可能にし、帝国における我々の力をも、より効果的に作用せしめる」と、算術的楽観的見通しを述べている。⁽²⁸⁾ ユンカー＝プロイセン問題が、このように選挙権問題に解消されたことが、SPD の一つの決定的問題点である。

さて、上院の保守的多数派が三級選挙法にかえて職能身分的選挙法を提起しこの要求に固執したとき、SPD 党幹部会、プロイセン党指導部は「上院での選挙法コメディの継続」に抗議して上院の解散を要求した。⁽²⁹⁾ 全体の同意をえるには至らなかったが、ブラウン Braun、カイル Keil、レーベ Loebe、ランズベルク Landsberg らは9月23日の党委員会において帝国立法によるプロイセン三級選挙法の廃止という手段を主張した。⁽³⁰⁾

このような状況のなかで行なわれた9月末の入閣をめぐる交渉では、SPD は重要ポストへの議会人の任命を要求するとともに、⁽³¹⁾ 切迫した勢いをもって三級選挙法の廃止を要求したが、この局面においてはその現実的な動機は革命の防止であった。シャイデマンは、もはやプロイセン議会にこの問題を提出している暇はない、我々は直接ボルシェヴィズムを養っている、と言い、帝国によるプロイセン三級選挙法の廃止という手段を主張した。⁽³²⁾ 自由労働組合も選挙法改革を「国家と社会を暴力的な爆発から守るため」の手段と見なした。⁽³³⁾ 以上、この時期の議論の特徴は入閣条件のうちプロイセン選挙法改革が、のちには革命の防止策とも意義づけられて、特に重視され、帝国の議会制化の問題は後景に退いていることであり、S. ミラーも、議会制化問題での一般的低調さを指摘している。⁽³⁴⁾

3. 革命期

1918年10月改革は三級選挙法を廃止し議院内閣制の導入を含む憲法改訂を行った。議院内閣制の実現、皇帝の全ての政治行為への宰相の副書、統帥権の制限（宣戦布告や講和には帝国議会と連邦参議院の同意が必要、将校などの昇進、罷免への宰相の副書）という君主制的議会制を要求していた⁽³⁵⁾ SPD は、この10月改革をもって同党の基本要求は実現したとみなし、ここに「王朝の歴史が本質的に終わり、ドイツ人民国家 Volksstaat の歴史が始まる」と意義づけている。⁽³⁶⁾ この10月改革について「平和的基礎のうえでの革命」という特徴づけが当時の MSPD 出版物に頻繁にみられた。⁽³⁷⁾

しかし時すでに遅く、革命が勃発した後、11月28日の SPD 党委員会の決議は、全ての成年男女の普通・平等・直接・秘密選挙権を「革命の最重要な政治的成果」として確認した。⁽³⁸⁾ そして決議は、「これは同時に資本主義的社会秩序から国民の意志に基づき計画的活動において社会主義的に転換するための手段である」と、平等選挙権を社会主義への平和的移行の手段として評

価しながら、国民議会の速やかな召集を要求した。⁽³⁹⁾

11月9日、新政府はエーベルト、シャイデマン、ランズベルクの名において、制憲国民議会の召集を予告し、議会召集の暁には政権を「国民の新しい代表に返還するだろう」と、議会召集までの暫定政権であることをまっさきに言明した。⁽⁴⁰⁾ ついで臨時革命政権は、11月12日の声明で召集さるべき国民議会の選挙をふくむあらゆる選挙が比例代表システムに基づく平等・秘密・直接・普通選挙であることを布告した。⁽⁴¹⁾ そして12月の第一回全国レーテ大会は国民議会の召集を決定し、それまでの間、同大会の設置した中央評議会（Zentralrat）が革命政権に対する議会的監督を行なうものとした。「人民代表委員政府は、議会的監視ということを、全ての法案が中央評議会に提出されること、全ての重要な法案が中央評議会と共同で審議されることと理解する」というハーゼ Haase の発言が採択され、さらに独立社会民主党 USPD は「議会的監視」の意味を「中央評議会がそれらの告知前に諸法律に同意または拒否する全権を持つ」ことと確認した。⁽⁴²⁾ 実際、人民代表委員政府は、自らの権威を支える正統化機関として中央評議会を放棄できなかった。⁽⁴³⁾ 国民議会選挙の後（2月4日）、SPDのみから構成される中央評議会は、「国民議会がその完全な主権を行使すること」を期待してレーテ大会によって自らに委託された権限を国民議会に委託した。⁽⁴⁴⁾

このようにして革命以来一貫して、政権の議会的正統性という体裁は貫かれ、ここに制度的にも完成したのである。革命政権が発揮したイニシャティブは、国民議会召集、平等・比例代表選挙の導入など主として議会制民主主義の制度的確立にむけてのものであり、その実質化の障害となる要素を革命的正統性に依拠して排除しようとする姿勢はみられなかった。革命勃発から国民議会の選挙（1919年1月19日）までの重要な期間をよりよく利用しえなかったことについて、ヴィンクラーは、決定論に災いされた、民主主義の社会的基礎の強化についての洞察の欠如を指摘しているが、⁽⁴⁵⁾ むしろこの局面では、後に検討するような、治者と被治者の同一性という観念を中心とする議会制把握の影響が大きかったと思われる。1918年11月25日の革命後初の諸邦代表も加えた全国会議で、シャイデマンは、国民議会の選挙が行なわれるまでは「全国民が実際に政府を支持しているということを立証できない」ので、政府は暫定政権であるほかないと述べ、そのような暫定政権は全ての措置に対して責任を負うことはできない、「責任は全国民のうえになければならない」、「全国民がともに選挙し、ともに決定し、責任を負わねばならない」として国民議会の早期召集を要求した。⁽⁴⁶⁾ 革命を望まなかった SPD に「革命的正統性」の観念があるはずもなく、「革命政権」はまずもって普通選挙により民主主義的に正統化されねばならなかったのである。

ところで、肝腎の国民議会選挙は SPD の予想に反して同党に絶対多数をもたらさなかったにもかかわらず、『フォアヴェルツ』の論評は、その実現について「ごく近い可能性」を語った。そしてきわめて楽観的に、「社会民主主義は……我々の台頭をそれに負っており、容易に計算できる蓋然性からして近いうちに完全な勝利をもたらすであろうところの、民主主義的＝議会主義

的方法を堅持するだろう」と述べた。⁽⁴⁷⁾ シャイデマンの論評も同様のトーンである。いわく、最強の党たる SPD は「将来いかなる事情であろうと長期的に」全ての問題において決定的な発言権をもち、また「政府の中で常に決定的な勢力であるだろう。その結果、確実にドイツにおいて民主主義の基礎のうえで社会主義を大きく前進させるだろうと想定してよい」。⁽⁴⁸⁾ このような楽観論のゆえに、革命の半年後1919年6月に開催された党大会においても、国民議会選挙の分析も議会民主主義の確立に向けての方針提起も全くなされなかった。

さて、一通り経過を見てきたが、これをふまえてドイツ社会民主主義の議会制論の特徴と問題点を節をあらためて整理しよう。

〔2〕特徴と問題点

1. 立憲主義の刻印と特殊ドイツ的議会主義の志向

大戦中には議会制政府を目指す全ての政党において、強力な内閣政府 *Kabinetregierung* を特徴とするイギリスの議会制システムに対する従来からの反感がさらに強まった。SPD 党機関紙や個々の発言者もこれを広く共有している。二、三の例を上げよう。ポイス H. Peus は、プロイセン貴族院議員 J. v. ヴァルテンブルクの西欧議会制民主主義への批判（フランスの金権主義、イギリスの内閣と首相の強力な地位）を紹介して、社会主義者としてこれに反駁するいかなる理由もないと述べた。⁽⁴⁹⁾ クーノーもイギリスの政治体制を分析して、議会による内閣と首相のコントロールではなく後者による議会の支配が実態であるとして、その議会制システムは人民の意思を実現するものではないと結論した。⁽⁵⁰⁾ またシャイデマンも1917年6月末の党委員会で、皮肉たっぷりにイギリス、フランス、アメリカの「まさに独裁的状态にたち至った」ところの括弧つき「民主主義」に言及した。⁽⁵¹⁾

ところで、帝制期以来のドイツでのイギリス議会制批判において、問題の焦点は政府と議会の関係であった。当時のイギリス議会制度の現実には以下のようであった。⁽⁵²⁾ 多数党派のたてた首相が形成した内閣は、政府システムの最上級機関であって、議会のそれではなく、逆に、議会内多数党派を通じて議会への影響力を行使し、むしろ議회를支配する。一方、議会の主要な機能は政府の形成である。政府を形成した後の議会の使命は政府に議会に意志を強制することではなく、討論と統制に限定されているが、反対派の討論が保証され、議会の政府批判は世論の動向に大きな影響をあたえて、次の選挙で有権者が政府の存続の可否を決定することになる。統治責任を明確に政府に集中し、議会は政治権力の正統化機能の独占を自らに留保するが、政府権力にたいして直接的に影響力を行使せず、統制・討論機能に自己限定するというイギリス議会のプラグマティックな柔軟さが、はじめて効果的な議会主義的統治様式を可能にしたとされる。⁽⁵³⁾ このイギリス議会制度は大戦中には、国家機能拡大・戦争指導の必要に規定されて、政府が非常立法に基づきほとんど無制限の権限を獲得するという、大きな変容を遂げた。1916年にはロイド・ジョージは

わずか5人からなる戦時内閣を形成し、政府機構を著しく効率化するとともに首相の地位の明白な強化をおこなった。⁽⁵⁴⁾

ドイツの多くの研究者は、ドイツの諸政党が以上のようなイギリス議会制度の現実を誤認した、と異口同音に批判している。これに対してデーリングは、次のように正当な疑問を呈している。上述のようなイギリスの内閣政府がポジティブに肯定されるのは、20世紀初頭から20年代の過渡的な危機をそれが持ちこたえたのちであり、大戦前後にはこの現実はまだ（実際にはすでに虚構となっていた）自由主義的教義によって覆われていた。イギリスの自由主義者や社会主義者も内閣政府のシステムを非難していたのであるから、貴族主義的な名望家議会主義の時代にドイツの自由主義者の模範であったイギリスモデルが、理論的にも実践的にも以前同様に議会主義のモデルとして機能したのは、怪しむに足りない、と。⁽⁵⁵⁾ これに関して、例えば、後の独立社会民主党の前身である作業グループのなかで中心的役割を果たしたレーデブーアも、委員会活動への重点の移行を批判し本会議討論を本来的議会活動とみなしたが、それは古典的議会主義の理想像から出発していた。⁽⁵⁶⁾ 次章で検討するジンツハイマーにもそのことは当てはまる。

さらに、イギリスにおける首相と内閣の強力な地位に対するドイツの諸政党の反発には、帝制ドイツの官憲国家 *Obrigkeitsstaat* が影を落としていた。一般にドイツの自由主義者が、イギリス議会主義を退けて特殊ドイツ議会主義を語る時、その内容は、1. 政治的決定過程への帝国議会の参加、2. 政党制度への対重としての「超党派の」君主、というものであった。⁽⁵⁷⁾ トレルチ、マイネッケら歴史主義の知識人も1917年に至るまで「イギリスにおける隠された、その限り無責任な独裁」を批判し、それをもたらした西欧民主主義に対して、健全に機能する権力分割を伴うドイツ立憲君主制を「特殊ドイツ型の民主主義、議会主義」として強調していた。⁽⁵⁸⁾ コンツェは、ドイツには立憲君主制のほうがよいという確信は、右翼政党をはるかにこえて広まっていたと述べている。⁽⁵⁹⁾

実際に、自由主義諸党だけでなく社会民主党も、議会に対する宰相の責任制を中心要求とした戦前にも、議会による政府の選出、合議制内閣、政府メンバーの議席保持（9条廃止）を要求した戦中にも、皇帝の宰相任免権を前提としていた。これらが帝国憲法を前提とした部分的要求であったただけではない。ちなみに、議会制民主主義を目標として掲げた1917年党大会の「指針・民主化」は、強力な君主制を要求する保守派の論調に対して、「日常的闘争に与しない君主」、「国家と一体に結合した自由な国民 *Volk* の頂点にたつ君主」、共和制になったとき圧倒的多数をもって大統領に選ばれる見込みをもつ君主のみが真に強力であると説き、君主制的議会主義の立場にたっており、共和制の場合には君主制の大統領制への移行も匂わせている。⁽⁶⁰⁾

議会制要求の矛先はSPDにおいても、ベルンバッハが超党派委員会について指摘したように、⁽⁶¹⁾ 君主制ではなく伝統的に強大なドイツの官僚制に対して向けられており、1917年以後の数次の政府危機に際して議会多数派にあっては、宰相の任命を行なう皇帝と国務長官の選出をする議会の間「一種の分業」が想定されていた。周知のように、帝制ドイツでは帝国指導部（帝

国政府)を構成する國務長官は、皇帝の任命になる宰相の部下としての全くの官僚であり(憲法9条2項のために議会出身の場合は議席を放棄せねばならない)、その結果、宰相・帝国指導部は帝国議会で議席とそれを通じて影響力を行使する足場をもたず、他方、議会人は議会政治家として政治権力をめざし、これを握ることが初めから不可能にされていた。こうした有権者・議会との有機的関係を遮断された官僚政治の弊害についてはヴェーバーの議論で周知のところである。「超党派性」という神話で飾られた強力な官僚制が利益調整を行い、政党・議会から政権への道を遮断した政治システムこそがまさに議会主義化の障害であった。1917年4月19日のSPD拡大党会議は平和と民主主義のための決議のなかで「一切の官僚主義的支配の廃止」と「議会によるその交代」を要求し、⁽⁶²⁾ また既に言及したように、入閣問題を討議した会議で政治情勢を報告したシャイデマンは、同党の要求する議会制においては國務長官・大臣ポストのみでなく、次官など省庁の指導的ポストにも議会人が任命されるべきことを主張したが、この要求は、「さもなくばこの厚い官僚制の壁を打破することは不可能である」と理由づけられたのであった。⁽⁶³⁾

次に検討する、議会に従属するものとしての政府というSPDの観念も、いわば、官憲的執行権力の突出した帝制期の仕組みの裏返しでもあった。また自由主義者もひろく共有した人民国家Volksstaatという漠然とした概念も同様であろう。そのことは、議会主義の実現はただちに人民の意志の正しい表現を保証するという形式的楽観的思考によって、10月改革がすでに官憲国家から人民国家への移行と意義づけられたことに示されている。⁽⁶⁴⁾

2. 議会と政府の関係および代表制の理解

上のイギリス議会制批判からも伺えるが、SPDの議会制民主主義理解においては、議会と政府の関係が焦点をなしており、彼らが見たイギリスの現状とは逆に、政府は議会によって専ら規定される存在とみなされている。

一部に伝統的な反議会的感情を残しながらも、1917年の党大会の「方針・民主化」は、議会制民主主義の核心を、議会人の政府ポストへの単なる登用にではなく、平等選挙権のもとで人民の意志を体现する議会多数派が政府を構成することにみた。「自由平等な選挙権は、……全ての特権を一掃し、国家の権力手段を人民に役立て、国家と人民の統一Einheitを打ち立てることができ、打ち立てるであろうところの、多数派を議会のなかに創るであろう」。政府の諸構成員がはかならぬこの議会多数派の指導者たちであること(この意味の「兼務」Personalunion)によって、議会多数派の意志が政府で実現され、これを通じて人民と国家との一体性が実現されると想定されており、こうして階級社会の枠内でも、代表制度を通しての「人民の意志の実現は著しい程度に」達成され得ると考えられた。⁽⁶⁵⁾

ここで描かれた政府と議会の関係は、つまるところ、内閣は「議会の委員会」、議会多数派の執行部であること、議会のもとへの内閣の従属を意味する。これは人民の自己統治という民主主義観をもつ同党の一貫した立場である。デリー・テレグラフ事件にさいして、帝国議会での社

会民主党の代表的発言者レーデブーアは「民主主義的議会主義」を掲げ、大臣は人民意志 Volkswillen の執行機関にすぎないとして、党は決して議会支配を望んでいるのではなく、「議会という手段による人民Volkの自己統治」を望むと述べた。⁽⁶⁶⁾ 事件後の議会主義についての議論においても、政府は「議会の委員会」(K. Leuthner)、あるいは「主権的な議会意志の執行機関」(L. Quessel) と考えられた。⁽⁶⁷⁾ 後の7月危機後の議会制論議のなかでも、「議会制的大臣は議会多数派の意志の執行機関である」(Quessel) り、⁽⁶⁸⁾ 議会制システムでは政府は「国民多数派の信任委員会以外のものではありえない」(Davidの17年10月5日の議会発言)とされた。⁽⁶⁹⁾ この信任委員 Vertrauensmann という独特の概念は、当時の超党派委員会で語られた議会制政府論のキー概念であり、議会と政府との関係を端的に示している。つまりそこでは、ベルンバッハの特徴づけをかりれば、大臣は彼らの党から「派遣された人」、「政府の中に伸びた党の腕」であると見なされている。⁽⁷⁰⁾ さらに自由労働組合の議論では、この「信任委員」というとらえ方には、彼を派遣した団体の利益代表という観念が露骨に表明されている。大戦末期の入閣をめぐる FG 諸連盟幹部会議の中で、労働大臣は明確に「労働組合の信任委員」として位置づけられ、SPD 帝国議会議員団が労働組合に相談なく労相としてパウアーを提案したことが批判された。結果的には会議はパウアーを承認したが、繰り返し彼を「労働組合の信任委員」として確認している。⁽⁷¹⁾

この「議会の委員会」「国民の信任委員会」としての政府観は、SPD が暗黙のうちにとらわれていた議会制度創出期のイデオロギー、および戦前から根強い直接民主主義的発想のないまざった民主主義観を基礎にしている。19世紀中葉前後のイギリスの二大名望家政党による古典的な議会政治においては、バジョットによれば、内閣は「行政機関として選ばれた立法機関の一委員会」とみなされ、立法権力と執行権力の緊密な結合・融合が大きな特徴であった。⁽⁷²⁾ 内閣は下院の一委員会であり、したがって国は下院によって直接統治されているというテーゼは、同時代人によってさらに普及された。⁽⁷³⁾ かつてドイツの自由主義者が議会主義のモデルとしたのは、このような議会主義像だったのであり、政府は議会の委員会に他ならないという見解はすでに1848/49年の憲法論議に現われていた。⁽⁷⁴⁾ また、SPD は議会制民主主義を目標として掲げながらも、観念的な直接民主主義観を基準に「ブルジョワ民主主義」「ブルジョワ議会主義」を批判する風潮を党内に根強く残していた。例えばポイスは「民主主義とは、その最後の一人に至るまでの人民自身による、人民の全ての共同の問題の自治、規制、処理である」と主張し、⁽⁷⁵⁾ クーノーは社会民主主義の目標は「人民支配 Volksherrschaft の最大限の保証、すなわち人民代表に対する人民大衆の、そして政府に対する人民代表の最大の影響」だと述べた。⁽⁷⁶⁾

国民→議会→政府という一方的規定制においてとらえられた人民の自己統治という民主主義観において、問題なのは議会制民主主義の根本原理である代表制民主主義への無理解である。フレンケルは、一般に、イギリス議会主義思想と異なって、フランス革命の産物である直接民主主義思想の影響を受けたドイツを含む大陸ヨーロッパの議会思想には、「治者と統治者の同一性」という俗流民主主義理解があり、代表思想が深く根をおろさなかったと指摘している。⁽⁷⁷⁾ 本来、

代表制民主主義の核心は、治者と被治者の違いを承認し、前提にした上で、まさにそれ故にこそ政治権力の正統性そのものと権力行使の正統化を選挙による決着という最後的手段をもつ国民（その代表としての議会）の同意から根拠づけることにあるのであって、国民代表を通じて、実際には本来的に不可能な治者と被治者の同一性を達成することにあるのではない。⁽⁷⁸⁾

以上のような議会・政府観においては、一方では、政府と議会のそれぞれの独自の役割、および政府（宰相および諸大臣）による議会多数派への影響力を通じた政治指導、議会と世論への影響力行使の側面すなわち政府と議会多数派の協力関係という議院内閣制の一面は無視されることになる。1917年以降 SPD は事実上議員内閣制を要求したが、それはこのような問題を含むものであった。実際、ワイマール期にしばしば政府与党の立場にたつことになる SPD は、カップー揆の後、政府からの党の独立性をまもるために共和国とプロイセンの大臣職についての党議員は党幹部会の椅子を放棄せねばならないという決定によって、大臣の自党のなかでの影響力・権威を引き下げ、自党が担う政府の強い指導性の保証（＝政府と議会与党との協力関係）を自ら絶つという愚をおかした。⁽⁷⁹⁾ ここにも、依然として政府と議会という帝制期以来の二元主義による刻印を見て取れる。他方では、諸政党の闘争と妥協を通じて国民意志を形成するという政党・議会自体の機能も軽視される（上のカップー揆後の決定は議会軽視の現れでもある）。議会はフレンケルの言うように「議会がそれを見いださねばならないが、形成する使命はない国民の所与の一般意志」に表現を与えて政府に転送する制度になってしまう。⁽⁸⁰⁾

3. 「民主主義を通じて社会主義へ」

観念的な直接民主主義的発想からくる反議会的態度を残しながらも、大戦末期には、一部の急進派をのぞいて SPD の大勢はプロレタリアート独裁を拒否して、民主主義を通じての社会主義への道を主張し、また社会主義国家の政治システムを一般的に議会制民主主義の延長上に想定するに至った。

カウツキーは1983年の著書のなかで、「真の議会制民主主義は……プロレタリアート独裁の道具で有り得る」として、民主的代議制システムの実現を「労働者階級の最重要課題」とした。⁽⁸¹⁾ また同年のメーリング宛手紙でも、「議会制共和国」を「プロレタリアートの独裁と社会主義社会が成長できる土台をつくり出す」ところの、獲得すべき「未来国家」として位置づけ、社会主義にとっての議会制民主主義の重要性の考察への端緒を開いた。⁽⁸²⁾ 全党的には1917年党大会が目指すべき将来国家の政治システムを議会制民主主義として確認した。この SPD の路線は、たしかに一方では、早くから長く党内に大きな影響をもった進化論的・経済決定論的マルクス主義の観点に基づく待機主義・合法主義の立場からの議会主義的傾向の帰結であるとしても、⁽⁸³⁾ しかし他方では、同党が国民の多数意志に基づく社会主義への移行と権力の民主主義的正統化を決定的に重視したことは、ドイツにおいて不完全であれ制度的には進行していた民主化（大衆の政治参加）を反映している。成功した市民革命を欠くとはいえ、19世紀初頭以来の「上から」の改

革と48年革命の経緯を経て、すでに長期にわたって議会制度を営み、半世紀近く帝国議会の普通選挙が実施されて、この制度のもとでこそ社会民主主義が著しい政治的進出を果たしたドイツでは、⁽⁸⁴⁾ 普通選挙によって民主主義的に正統化されない権力が受け入れられるとは考えがたかった。革命前夜、『フォアヴェルツ』紙の論説は「民主主義への愛から成長したのではない社会主義は生命力のない奇形児にとどまる」と主張した。⁽⁸⁵⁾ 民主主義とは、ジンツハイマーによれば、「国民の多数の支配」であり、この立場からするなら、プロレタリアート独裁は「少数の支配」、民主主義の破壊にはかならない。⁽⁸⁶⁾ それゆえ革命時に SPD は徹頭徹尾政権の民主主義的正統化に腐心したのであった。

しかし、社会主義への民主主義（国民多数の同意）を通じての道を主張する SPD の民主主義観は、いわば単純な数量民主主義とも呼ぶべきものであった。帝制ドイツでは、普通選挙に基づく議会制度は当初からきわめて異質な諸階級を基盤としていたし、複雑に分岐した社会的経済的諸利害はあまねく組織されて、強力な利益団体と権威的国家機構（官僚制）との密接な絡み合いによって、議会制民主主義の前提条件をなす社会的な民主的ブルーリズムの欠如が指摘される状態であった。⁽⁸⁷⁾ 後進性ゆえにむしろイギリスよりも早く、より深く進行していたこのような現実にも関わらず、議会主義に関連して常に人民 Volk 一般についてのみ語る社会民主主義は、国民の利害の多元的分裂・多元的組織化を理論的に顧慮することなく、抽象的な国民＝均質な国民を無意識のうちに前提にしていたといえよう（自由かつ平等な諸個人の総計としての自由主義的国民観）。そして、例えば労働者と職員層を隔てる壁（身分意識）や、労働者階級すら多党派に深く分裂している現実は無視されて、民主主義は全く単純な数の問題に還元されるのである。若干の例を示せば、1919年8月28-29日の党委員会会議において政治情勢について報告したダーフィットは、憲法17条（普通選挙・比例代表制）とともに「エルフルト綱領は、その政治的部分においてあますところなく実現された」とし、労働者は人口の90%をしめるので、「そのような選挙法は常に国民大衆に、そしてそれと共に労働者階級に政治的権力を握らせ」る、と述べている。そして「共和国議会の選挙はもはや立法団体の選挙ではなく、同時に政府の選挙であり」、「国民は憲法に基づきその政府を自ら選ぶ」のだとさえ言うのである。勿論この「政府は国民と国民代表の信任委員にかならない。」⁽⁸⁸⁾ また、ジンツハイマーも同様の見解である。政治的民主主義は「労働者階級にとって合法的に国家における権力を獲得する唯一の手段である。労働者階級は国民の圧倒的多数をなしている。彼らは、団結するなら、議会において多数を獲得するに違いない。議会における多数とともに、彼らは……権力を獲得する。社会主義への道は民主主義をへて、国家における国民意志の支配をへて通じている。」⁽⁸⁹⁾ 民主主義的選挙権と比例代表制は、人民の多数者たる労働者の意志を自動的に人民意志として実現し、政府はそのような多数意志に従属すべきであり、こうして国民、議会、政府の同一性、すなわち治者と被治者の同一性が保障されるというわけであり、戦前来の SPD の政治的同権化のための運動が、専らプロイセン選挙法改革と全ての邦での普通選挙権の実現に収斂した由縁でもある。

なお、政治的自由市場を前提とする多数者支配としての民主主義観と、生産手段の社会化（SPDの理解ではほとんど国有化）と市場経済の廃止に基づく中央集権的な社会主義観との整合性如何について、および漠然と議会制民主主義とされた社会主義の政治システムについてたちいった原理的な考察はなされていない。⁽⁹⁰⁾ G. A. リッターによればワイマル末期以降の経験によって始めて、ドイツ社会民主主義は議会制代表制度の内面的な肯定へと至るのである。⁽⁹¹⁾

4. 組織された利害への2つの対応

鋭く分裂した国民の諸利害が「組織資本主義」ともいわれるほど高度に組織化された19世紀末葉以後の歴史的現実には、無意識に均質な国民を前提にした観念的「俗流的」民主主義観に立つ社会民主主義にも何の影響も与えないはずはなく、異なった2つの対応が出てくる。すなわち、1. 諸経済団体が国家機構との相互浸透において戦時経済を指導している特殊な状況に立脚した、いわばテクノクラシー的反議会主義、2. 利益団体を議会制度のいわば外側に位置づけるシンツハイマーの議論、がそれである。

まず前者について。『グロツケ』誌による「ネオ・マルクス主義者」や幾度か言及した経済理論家のクローネ、戦時経済に深くコミットしていたA. ミュラーらは、主流派のオプティミスティックな議会制論に対して批判的であった。彼らは、一般的には、現段階では、プロレタリアートが強力な多数派を持たない限り、金権的利益集団による政府権力の乗っ取りを容易にする、と考える。しかしこの一般的観点よりも、彼らの立場は戦時経済を社会主義への一步、その部分的実現とさえみなす「戦時社会主義」論によって規定されている。すなわち、議会主義政治システムによるこの高度に組織化された経済の管理は不可能であり、専門知識をもたぬ大臣やくるくる変わる政党連合に、社会主義にむかって発展させるべき「国家的経済」を委ねるのは狂気の沙汰である、というのが彼らの議会批判の中心的論点であった。⁽⁹²⁾ 『グロツケ』誌に拠る一人ハイルマンは、「政治的支配国家」ではなく政府頂点に「最も偉大な行政的才能」をもつ「行政国家」こそ、実現されるべき最終目標であるとする立場から、戦時経済の延長上に「国家的経済」の途方もない拡大を描き、「我々は近い将来、徹底的に国家化された経済 *durchstaatlichte Wirtschaft* のうえに我々の行政を樹立せねばならない」と述べた。しかし議会制システムには有能な行政者を頂点につける保証がなく、議会的大臣は実務に無能であるとして、「我々は経済の社会化 *Sozialisierung* を放棄するか、それとも議会制システムを放棄するかのいずれかである」と主張した。⁽⁹³⁾ A. ミュラーも同じ論点で議会制システムに反対する。彼によれば、議会主義は特定の社会的発展段階すなわち「マンチェスタートゥームの時代」の産物であり、今日のように国家が巨大な経済的課題に直面している時代には、「議会主義システムの上に打ち立てられる政府は、現在の政府よりもいっそう不適当である」。彼によれば、今日の経済的課題を担い得るのは専門知識をもつ官僚制のみであって、従って目指されるべきは議会制政府ではなく、官僚制の民主化

である。高度に組織化された戦時経済の「成果」を社会主義にむかって維持・発展させるという課題に、政治システムは従属すべきであり、超党派的な専門家からなる民主化された官僚機構が、絶えず変動する議会的勢力関係に関わりなく、指導性を発揮することこそが重要である。専門知識を持たぬ議会は「行政のコントロールのためのうってつけで不可欠の手段」であれば足りるのであって、代わってビスマルクが企図したような国民諸階層の専門家からなる全国経済評議会を頂点とするザッハリヒな利益代表機関が、執行部にたいし情報提供・提案・利益調整などの有益なサポートをする。これがほぼ彼の描いた構想である。⁽⁹⁴⁾

以上の議論は、経済による政治の規定という機械的な史的唯物論、組織された国家経済としての社会主義理解、専門家集団によるそうした社会主義経済の中央集権的管理という観点からの、テクノクラシー的議会制批判といえよう。そして興味深いことに、中央集権的経済組織に組み込まれる、専門知識をもたぬ一般大衆の、テクノクラシー的指導への服従という事態は、『グロッケ』誌グループにおいては「ドイツの自由」観によって正当化される。一般に、西欧民主主義が退けられて特殊ドイツ型民主主義が語られる背景には、共同体＝全体への個人の自発的な献身、より高次の共通目的を代表する超党派的な国家権力に守られた内面的自由という「ドイツの自由観」があったが、⁽⁹⁵⁾ SPDの一部にも、ロマン主義的な「ドイツ的自由と平等」の観念があることに注目させられる。7月危機後の『グロッケ』誌の一連の議会制論文の一つを執筆したルンデ A. Ründe は「連合国民主義」すなわち英・仏・米の民主主義を論じたのち、「全ての自由と平等に対して Gemeinwohl の利益が優位する」という「ドイツ的自由と平等」をあげ、西欧民主主義においては「空っぽの概念」であるものが、わが国では例えばドイツ労働運動のなかに「純粋な誠実な連帯」「真の自由と平等」として脈打っていると述べた。そして自由、平等、連帯、民主主義は世界の発展によってとくに時代遅れになり、「エゴイズムと個人主義の自由」はより真正なるもの、「連帯と組織」によって乗り越えられたと論じた。⁽⁹⁶⁾

しかし、こうしたテクノクラシー的反議会主義は議会制民主主義をめざす SPD の中では大勢とはなり得ない。他方、これまで利益団体と議会制民主主義の関係について問題意識をもたず、楽観的な議会制論に立っていた主流派も、レーテ運動に直面して、組織された集団利害の議会制民主主義への組み込みを余儀なくされる。ここでにわかに表舞台に登場するのが、戦中から組織された利害＝利益代表からなる「社会的議会主義」を構想していたジントツハイマーである。彼は革命期にはそうした一種の「経済議会」と本来の議会との分業論を、「政治民主主義と経済民主主義との分業」論として打ち出す。つまり議会の外側にこれを補完する制度が構想されるのである。なぜなら上述の自由主義的国民観を前提とする議会制の立場に立つ限り、議員はあくまでも国民代表であって、特殊利害の代表であってはならない。しかし現実には組織された特殊利害が政党・議員に対しても大きな影響力をもっており、「国民代表」としての議員はつとに虚構となっている。フレンケルは、ここに、「公共福祉の代表と特殊利害の代表との純然たる区別を体系的にきちんと行おうとする努力」がたえず生じ、自由主義者や社会民主主義のなかからさえも、議

会の外に利益代表制度を創ろうとする試みが、現われてくる事情を見ている。⁽⁹⁷⁾

〔3〕 ジンツハイマーの「経済議会」構想

1. 「法における社会的自己決定」

ジンツハイマーは労働法学者で、第一次大戦の開戦とともに SPD に入党し、革命後には国民議会に選出され、憲法委員会の一員として「経済生活」条項の審議で、それらが「ジンツハイマー条項」と呼ばれたりもするように、大きな役割をはたした。彼は政治的には「議会制民主主義者」(久保)、「自由主義的ブルーリズム」(アーノルト)、「多元論者」(フレンケル)と特徴づけられている。⁽¹⁾

「ジンツハイマー条項」のうち、本稿にかかわるのは、議会制民主主義との関係で165条の全国経済評議会のシステムであるが、ここで問題なのは、この制度それ自体ではなく、その設置へと導いた思考の枠組み、その背後にある議会制観である。この制度の基礎をなしているのは、彼が戦前から追求していた労働協約体制と「法における社会的自己決定」の思想である。この思想は後に見るように論理必然的に一種の経済議会構想へと展開するものであった。そこでまず、1916年の彼の著書『労働協約・法における社会的自己決定の理念』(本書に限り本文中に頁のみ記す)⁽²⁾により「社会的自己決定」の思想を見てみよう。

ジンツハイマーはまず法形成の現状、すなわち法を生み出す源である社会的発展が国家意思(議会)を通過して法になるという「間接的な法形成」が、「法創造力」と「法制定力」の分離のために国家・法と社会の矛盾をはらんでいる、と見る。一度制定された法は変化に富み多様な社会的現実に対して硬直的、図式的たらざるを得ず、また現実の変化に対応する機動的な修正もなしがたいからである。このようにジンツハイマーは従来の議会を通した社会経済的利害の調整(法制定)の行き詰まりを指摘して、これに対して、議会によらない、社会的諸勢力自身による「直接的法創造」、議会立法とは異なる、議会を回避した「命令の方法」Verordnungswegeによる法形成を提起する(具体的には例えば、労使団体の私法的契約である労働協約に国家が法拘束性を与えてこれを法化するということ)。「法創造力」と「法制定力」の分離を止揚するような方法によってのみ、国家が社会的現実に対して機敏に対応し、社会生活に対する法の疎遠性を克服して社会平和を維持することが可能だと考えるからである(S.181-194)。このように「社会的自己決定」論が、経済平和のために労働協約が追求されるのと軌を一にして、社会平和=国家による社会生活のよりよい統合という視角から立論されていることに、まず留意せねばならない。

ジンツハイマーは社会的諸勢力自身による直接的法創造の典型を労働協約にみる。⁽³⁾労働協約の「根本思想は自由に組織された社会的諸勢力が、直接的かつ計画的に客観法を生み出し自立的に管理すること」であり、この思想こそ「法における社会的自己決定の理念」なのである

(S.186)。

ところで、社会的自己決定といっても、それは法的＝国家的承認をもって初めて有効となるのであり、また、社会的諸勢力の自由な展開が、自ずと社会的調和に到達するものとして放任されるのでは決してなく、逆に社会的調和を最終的に保証し得るのは国家のみだと考えられている。「国家だけが一国民の社会的発展の統一を保証でき、国民がその構成部分に分解してしまうのを防ぐことができる」(S.181)。それゆえ社会的自己決定は国家が定めた枠内でのみ、すなわち現行の強行法の内部でのみ行われるのであって、「国家は、国家がそれを望むときは常にそれら(社会的諸勢力)の主人 Herr であり続ける」(S.190f.)。

抽象的な国民を前提にした代表制観にたつ SPD とは異なり、ジンツハイマーにあっては、議会主義の限界とその背後にある社会的諸勢力＝諸集団の存在(社会の多元性)とそれらの自立的展開が明確に認識されている。ただし、彼自身の議会観には後に立ち入るが、ここでは社会の多元性の理論的承認という点について限定を付して置かねばならない。彼の多元論的見地は、社会的集団の法的承認という点において O.ギールケとともにジンツハイマー自身がそれへの橋渡しの役割も果たしたとされているアングロサクソンの多元論とは本質的に異なる。後者は、個的人格の多元性から出発し、多様なレベルでの個の人格的発展・実現を目標として、個的人間の多元性に対応する多様な自発的・機能的な集団を、価値的には国家と対等の存在として擁護し、国家主権を批判する。⁽⁴⁾これに対して、社会的諸集団に対する国家の「主人」たる地位＝「主権的地位」を当然の前提とするジンツハイマーの「多元論」は、ヘーゲルの伝統の影響から無縁ではなく、本来的に前国家的で多元的な人格の固有価値を立論の出発点においたものではない。逆にそれは、定められた枠内で自由に展開する社会的諸集団の国家的意志形成への参加をととして「国家と社会の統一」⁽⁵⁾を目指すものである。「国家の統一は、すべての人々の総体的意識の中に、社会的必要の中に非常に強く根付いているので、多様性の自己運動はそれを破壊することはできない。逆にあの自由は国家に新たな強さを与える」(S.193.)。

社会集団にア・プリオリに優位するような国家に対して、ジンツハイマーが期待する役割は、放任すれば本能と力関係のままに自己の利害を追求する社会的諸勢力を、他の勢力・集団との利害の調整、それを通じての社会的一般的利益の考慮と社会平和の実現へと方向づけ、諸勢力自身がその中で規範を創造し管理する枠組みを設定・保証することである(Vgl.190-196, 207f.)。彼にとっては国家は、社会一般の普遍的利害を志向する中立的機関であり、社会的諸勢力の自由な展開のなかでは決して実現されないところの、社会的弱者＝労働者の社会的同権を保証するものである。つまり、「法における社会的自己決定」論の実践的目標・眼目は、「中立」的国家権力が設定する枠組みによって、社会的に優位な使用者側を制約することを可能にし、こうして、社会生活でも少なくとも形式的には労働者の同権を実現することである(社会的弱者の側からの国家介入の要請)。それは、自由労働組合、SPD が帝制の団体統合主義の枠内で戦前追求してきた労働者の同権化路線の一つの表現であり、客観的には国家への労働者の積極的統合へ

と帰結するものでもある。

さて、以上のような「法における社会的自己決定」は、社会的諸勢力が生み出した規範を国家が命令の方法によって法化するという、議会によらない社会的諸勢力自身による「直接的法創造」であった。ジンツハイマーはこれを可能にするためには、この方法への議会の抵抗を退けて議会的手続さとは別の正統制創出を可能にする特別な官庁の創設と、関係者の参加が枢要であると考え (S.194)。これこそ「社会的議会」の制度である。たとえば、この議論の眼目である労働協約は、一部門における全ての労働関係の統一的規範化をめざすものであり、ついには全国経済の資本・労働関係一般の統一的規範化へと展開する。そして一部門全体の労働関係の統一的規範化が言うまでもなく当該部門の労使の協議の場＝制度を前提としているように、国民経済レベルでのそれは、国民経済の全部門の労使が協議し意思決定するす場＝制度を必要としないわけにはいかない。(S.197) これこそ法における社会的自己決定の像から浮かび上がるところの「社会的議会主義」の思想である。そして、この「社会的議会」の設置によって、「経済的社会的諸関係における意思形成が国家的意思形成から分離」し、「立法活動の社会的部分と政治的部分への分裂」が招来される (S.197, 202)。まさにこれこそジンツハイマーが革命期に提起した全国経済評議会の構想および「政治と経済の分離」論の原型であった。

ジンツハイマーは「社会的議会主義」論を補強するために、シェッフレ、グルンツェル Grunzel, イェリネック, コイゲン Koigen, レーデラーらの理念を紹介している (Vgl. 198-201)。そのうち、特にイェリネックについては、議会外的意思形成の根本思想を鋭く提起し後の2人に影響を与えたとして、自由な団体に依拠して国民諸層の要求・利益の調整を行う「特別議会」Spezialparlament という発想に着目している。

イェリネックは、議会の政治的地位の「原則的な変化」として、前章で述べたようなイギリス議会主義の変化を指摘し、⁽⁶⁾ しかし、議会の地盤沈下にもかかわらず、近い将来議会制度の廃止は全くありえないとして、⁽⁷⁾ 社会的変化に対応した再編を考える。すなわち、現代社会は、議会の構成には表現され得なかった多様な人間の諸利害が、多様に交錯する集団へと個々人を編成するという、「進行する自己組織化の過程」にあり、代表思想は、既存の議会におけるよりもこれらの団体のなかにおいてはるかに正しく表現される、といい得るとして、彼は、進行する「社会的集団化」を基礎にした「立法の個々の部門のための特別議会」、「そのような国民の編成から直接に生じる特別議会」を「立法の新しい形態」として提唱するのである。「特別議会」は政府と直接に交通し、個々の分野の立法活動を行い、これに対して、「今日よりもはるかに制限され権限をも」つことになる「中央議会」は「同意ないし拒否」により諸分野の調整を図る。⁽⁸⁾ イェリネックもジンツハイマーと同様に、「今日すでに国家から独立に社会的諸集団の闘争において妥当しているものは、このようにしてのみ国家化 verstaatlichen されるだろう」⁽⁹⁾ と、国家的統合の観点から私的・公的団体に依拠した社会編成を考えている。ただし見過ごせないことに、ジンツハイマーが後に見るように社会経済的利害対立から解放して議会主義を政治的に強化しようと

しているのとは異なり、イエリネックは、むしろ、非和解的な多党分裂状況の議会というドイツの現実では議会主義化の要求は「純粋に教条主義的な性格をもつ」、党綱領に縛られない「議会外的な」政府の出現が、「不自然な、したがってすぐ破れる議会的連合の腐った妥協に基づく政府よりも、ますますいっそう望ましい」⁽¹⁰⁾と考えており、したがって立法各分野の諸「特別議会」の調整をすべき「中央議会」は「はるかに制限された権限」をもつのである。社会集団を基礎とする「特別議会」は普通選挙に基づく国民代表としての議会ではなく、多かれ少なかれ職能身分的な利益代表たらざるを得ないであろうから、この構想は反議会的性格をまぬがれない。

レーデラーは1912年に、もっと直接的に、利益団体の発展とその権力の増大が議会主義を揺るがしている状況を指摘して、イエリネックの「特別議会」という着想にもふれつつ、社会的権力配分、諸階級の経済的利害に関わる決定を議会から特別な代表団体（利益代表機関）に移すことを示唆するのである。⁽¹¹⁾

ジンツハイマーがこれらの構想を援用するのは、古典的な議会的利益調整の限界に関する彼の認識をふまえた、政治的議会の外における社会的領域での新しい意思形成という構想を補強するためであり、彼自身には後に述べるように通常の議会の制限ないし弱体化の意図はない。そのことは、革命期のかれの構想が物語るところである。

2. 「政治的民主主義と経済的民主主義の分業」

ワイマール憲法に定着するジンツハイマーの構想と理念は1919年3月の党会議での発言、4月6日付の憲法草案34a（後の165条）の提案理由、6月中旬の党大会での報告において表明されている。レーテ・社会化運動の高揚のさなかで開かれた3月の党会議発言において原型がうちだされた。その骨格は、次のとおりである。年来の要求である労働会議所を労使同数構成の生産者会議所（経済会議所）として設置し、これに行政権の一部（社会政策的、経済政策的行政の一部）と立法権（発議権、拒否権。後者は会議で否決された）を与えるというものであった。そして彼は、この生産者会議所の体系を「政治的民主主義」と区別して「社会的民主主義」と特徴づけ、民主主義の概念は歴史とともに変化するとして、両者の結合を目標とした。⁽¹²⁾

34条aの提案理由および党大会報告においても、ジンツハイマーはこの「政治的民主主義と経済的民主主義の分業」論を全面に押しだし、「我々が疑いもなくもっている最も完全な政治的民主主義においても」、社会的諸関係と政治的秩序の間の危険な緊張の可能性という政治的民主主義に本来的な限界が存在すると述べ、これに対して「補完」の必要を主張した。社会的経済的利益が直接・自立的に作用し得る特別な形態として、国家の中に政治的制度と並ぶ独自の経済的制度 wirtschaftliche Verfassung を創ることがそれである。これによって経済的諸利害の調整が「国家や議会という回り道」によらずに、経済生活自身による直接の調整として果たされる。⁽¹³⁾

この経済的制度はつぎのような諸機関から構成される。労働者の公法的代表としての労働者評議会制度（経営評議会、地域労働者評議会、邦労働者評議会、全国労働者評議会）、労使の共同

の経済的課題のための地域経済評議会、邦経済評議会、全国経済評議会。経済評議会は経済領域での執行権と立法論（社会経済的法案の議会提出以前の検討、同様の法案の発議権、鑑定権）をもつ。⁽¹⁴⁾ 憲法草案34aの提案理由においても労働者評議会は「他の経済的諸部門がつとに持っている公法的代表機関」であり、労働者会議所という労働者の古い要求の実現であるとされた。⁽¹⁵⁾

国家における最終的決定権は政治的民主主義の機関たる議会の手にあり、一般的な経済法は政治的民主主義＝議会の課題である。この議会の最高の決定権を侵害することなく、両制度を結合するのが全国経済評議会の発議権である。

この全国経済評議会を頂点とする経済的制度には、議会外での経済的利益調整・意思形成を可能にするために、法律により国家権力が委任され、経済的制度の諸機関はこれに基づいて命令を出し、管理を行う政府機関的な権力を持つ。こうして経済的制度の諸機関は政治的制度から切り離され、「独自の活動のための自由」を獲得する。この意味で国家は特別な諸機能に「分解され」、「政治的民主主義と経済的民主主義の分業が現われる」。⁽¹⁶⁾ 同時に今や国家的機能を委託された社会集団とこれに依拠する国家との相互関係において、よりよい社会統合が果たされる。

改めていうまでもなくこの構想は戦中の「社会的議会制」論の具体化であり、したがってその背景には同じ現実、すなわち高度に組織化された多様な利益団体の運動による議会主義の空洞化、ハーバーマスのいう破壊された「議会的公共性」⁽¹⁷⁾の認識がある。ジンツヘイマーが提起しているような経済制度、「これはなんら新しいことではない。我々は今日すでに闇の中でこっそり行われていることを明るみに出すだけである。というのは工業家と我々労働組合はとくにこっそりと枢密顧問官 Geheimräte の部屋の中に入っている。事実上行われ、また行われるべきこと、つまり経済的利益集団による政治的議会への影響力行使が、なぜ議会という公共性 Öffentlichkeit des Parlaments に持ち込まれてはならないのか」。⁽¹⁸⁾ これこそ回避され得ない根本問題だといっているのである。議会の背後で、闇の中で行われている執行権力と利益団体との直接的接触は、およそ彼の、また社会民主主義の念頭にある議会制民主主義と相いれない。またそうした公式に制度化されない場では力関係が事を決定し、労働者利害は不利益を被る。しかし彼が繰り返し言うように国家的立法＝政治的議会は、経済的利益調整の場としてふさわしくない。一般に、非常に細分化された複雑な社会生活・経済生活の全体は、「図式的、官僚的、一般的、硬直的な」国家的法によって満足には規制されえない。⁽¹⁹⁾ とすれば社会的諸集団による経済的自治を承認し、そのための公式の場を設定し、大枠においてはこれを全体として国家・議会の意思のもとにおくことである。「社会的民主主義は政治的民主主義に依存している。これが国家制度と国家的法を打ち立て、その枠のなかでのみ、社会的民主主義の生活は展開し得る」。⁽²⁰⁾

以上の構想は、自由主義的プルーリズムというよりも、昨今 concepts を用いるならば、議会＝政党政治を前提とし、最終的正統性を付与する機能を議会に留保した、経済政策的な合意形成のための限定的・補完的なコーポラティズム、それも、各階層の会議所という公法的組織を基礎にした公法的利益代表システムを構築しようとする点で、限定的国家コーポラティズムであると言

えよう。多元的に分岐した社会の諸利害をこのようにまとめあげようとする時、ゾンツハイマーは当時社会民主主義のなかにも一定の基礎をもった「共同経済」の立場から、特殊利害に対する社会的全体的観念の優位を要求してもいたのである。⁽²¹⁾

社会的自己決定論の場合と同様に、経済制度（利益調整の公法的システム）の創設は国家の二分を意味するのではなく、「それ（経済制度）がもつ自由、それが行使する命令権も常に国家意志と国家法にのみ、つまり、その上に立ち、そこからそれが導きだされるところの国家権力にのみ、基づき得るような仕方」で、国家制度に組み込むことによって、「国家の統一は堅持される」。⁽²²⁾ ゾンツハイマーの目指すところは、組織された諸利害に社会的利益調整を委託することによって、国家と議会制度の新たな発展をはかることである。すなわち、「経済制度」の主要な課題は「国家の活動を一定の経済領域において肩代りすること、経済的領域での国家的活動を引き受けること、国家的管理の下で、経済生活の組織を国家的法から引き離すこと」である。それによって、「国家制度にそれ自身の活動の自由を与えること」に経済制度の「主要な意義」があるのである。⁽²³⁾ つまり、彼の政治的民主主義と経済的民主主義の分業論は、国家課題の増大にともない機能低下に陥った議会の負担軽減を意図したものでもある。

この考えはすでに1916年にも表明されていた。彼は「法における社会的自己決定」制度による国家と社会の関係の再編を提起したとき、それが多様な社会集団の自己運動によって国家の統一性を損なうものではなく、逆に「国家に新たな強さを与える」と主張した(S.193.)。すなわち「立法活動の社会的部分と政治的部分への分裂」によって、経済的社会的対立はその煩些な細々とした部分ではなく基本思想においてのみ政治的議会に反響し、かえって純粋な政治闘争の意義、したがって政治的議会の意義が高まり、例えば外交政策のような重要な政治的領域をより十分に扱い得る、というのである(S.202.)。社会的自己決定の承認は、国家・政治的議会の側からみれば、経済的利害対立——その処理には高度な専門的知識が不可欠で、一般的国民代表である議会での解決には馴染まない——からの解放・政治的純化である。憲法草案の提案理由でもゾンツハイマーは同じことを主張した。上のような仕組みを通じて「国家は立法において負担を軽減され」、「行政のために社会的諸制度を利用し得る」と。⁽²⁴⁾

そして、ゾンツハイマーは、当時のドイツで議会制システムにおける政党の意義がほとんど無視されたのとは異なり、そのように負担軽減・純化さるべき議会制政府システムは、「政党のなかに、それにふさわしい行動形態を持たねばならない」として、政党の意義を重視している。「政党の意志能力および活動能力は減少させられてはならず、強化されねばならない」。とくに重視されるのは「行動能力ある、意志強固な団体」としての議員団である。⁽²⁵⁾ しかし、その政党は、多元的に分岐しかつ組織された社会的諸利害の媒介・調停という、複雑な機能から解放され、大きな本来的な政治的問題とのみ取り組む政党として、想定されており、ゾンツハイマーの念頭にある政党・議会は、社会的経済的利害対立の影響を直接には受けないいわば純政治的なものである。

そもそもゾンツハイマーは独占資本主義段階で現実には生じている議会的利益調整の限界への認

識から「法創造力」と「法制定力」の分裂の克服を企てたのであったが、その際の彼の議会観は、SPDと選ぶところなく、相対的に均質な社会層を基盤に、複雑な利害対立に阻まれることなく、名望家政党によるそれぞれの理想・原則に関わる政治的議論が行なわれた自由主義段階の名望家的・古典的議会主義イメージを前提にしているように思われる。一般的には政党官僚機構の頂点への指導権の集中、党から命令委任をうける議員の自律性の喪失、したがって議会討論の実質の喪失などが趨勢の時代であって、ゾンツハイマーにおいては議員団の意義がとくに重視される点にもそれが現われている。ドイツでは、政党の組織的近代化の漸進にも関わらず、古い名望家的構造はきわめて強靱に残り、指導はどの政党も議員団が掌握していた。SPDも同様で、議員団が政治的指導性を発揮し（特に1912年選挙後この傾向が強まる）、議会戦術においては全く自律的に決定していた。⁽²⁶⁾ 諸政党はそれぞれ利益団体との独特の結合において大衆基盤を確保するとともに、党自体の旧来の構造を温存していたのである。しかし、とくに90年代以降、古い名望家的・代表的な政治的公共性から大衆民主主義的・人民投票的な公共性への転換を背景にした組織された利害の直接的政治化により、政党・議会の機能は低下し、またいたずらに経済的利害の対立に巻き込まれていた。ゾンツハイマーは経済政策に関わる合意形成を議会から切り離すことによって、この現状から議会制度を救いだそうとしたのではなかったかと思われる。

むすび

議会主義の自由主義段階が実現されないまま飛び越えられたドイツにおいては、一度も議会主義理論を発展させなかったという自由主義者に対する批判⁽¹⁾はそのまま社会民主党にも当てはまる。同党は、議会主義そのものを脅かす社会構造的変化が生じ、イギリスでは既に経験的でプラグマティックな対応により議会主義自体が変貌を遂げた時代になってようやく、党としていわば戦略的な意味で議会制民主主義を目標とするにいたった。しかしこのタイム・ラグは意識化されることなく、フランス革命（ルソーの思想）ないしはマルクス主義に由来する直接民主主義的発想と、ドイツが議会主義論を導入した往時にモデルとした古典的議会主義のイデオロギーとのないまぎった議会制観が、そのままに堅持されており、議会制民主主義の導入が日程に登ってからの議論にも、党全体としては、そうした変化した社会的現実への問題意識は何等見受けられず、民主化・議会制化の問題を平等・比例代表選挙制の実現に解消する度しがたく楽観的な数量民主主義の立場に立っていた。

ところでこの伝統的議会制観に対する恰好の補完をなしたゾンツハイマーの構想は、政治的民主主義と経済的民主主義の分業というスローガンのもとに、最終的正統化機能を議会に留保したうえで、国家的権限を委譲された経済制度（社会的諸集団を基礎とする経済的利益調整の公法的システム）によって議会制民主主義を補完しようとしたものであった。これは、政治的制度＝国家の側から見れば、まさに社会の国家化と国家の社会化という相互関係における国家的社会的統合の試みであり、議会制に焦点をあてて見れば、利益団体の直接的政治化および力関係による妥

協という、議会制を空洞化させ社会的弱者の不利を構造化している社会的諸集団の自己運動を、ワン・クッションにおいて大枠として議会の意志のもとにおき（ジンツハイマーの言葉によれば「議会という公共性にもちこ」み）、また同時にはんさな経済的利害対立から政党・議会を解放し、本来の政治的領域における議会の意義をたかめようとしたものであり、このようにして国家と議会制度の新たな発展を図るという意図が込められていた。つまり彼は、資本主義の高度化による国家的課題の膨張がもはや自由主義的議会による統治を不可能にし、議会的公共性が破壊された、他ならぬそういう局面で議会主義を再編＝再建しようとしたのであった。

これはイギリスの場合と同様に議会制システムを変化した現実に対応させようとしたもう一つの試みでありながら、議会制民主主義のシステムの中に利益団体を包摂することに成功したイギリス⁽²⁾とは異なり、ドイツでは反議会的諸勢力によって本来の議会主義的意図は直ちに歪められ、結局165条は有名無実となる。本稿の課題の範囲で指摘し得るその理由として、第一にドイツの磁場というべきものがある。ジンツハイマーの構想自体、前稿で分析したように、根強く残る職能身分観念を基礎にした帝制期の団体統合主義の文脈のなかで、同権化の論理でこれへの参入を果たそうとした自由労組を初めとする社会民主主義勢力の路線と不可分の関係にあった。議会制を補完する限定的なものとしてであれ、彼本来の意図と裏腹にダイナミックな社会的運動を吸収し得ない国家コーポラティズムへ傾斜したのも、そうしたドイツの磁場においてであった。民主主義的に正統化されもせず、世論の統制も受けない団体に依拠した利益調整システムと議会制民主主義原理との緊張関係は、彼にも十分自覚されていなかった。第二に、SPDとジンツハイマーの前提した議会制観の問題がある。同党は議会制民主主義を、議会の下への内閣の従属、「議会という手段による人民の自己統治」という内容で理解していた。根強く残ったこうした直接民主主義的発想は、「議会絶対主義」を妨ごうとした憲法の制定者たちのプレビシットな構想を同党に広範に受け入れさせることとなり、代表制と人民投票制の二元的並存という共和国の周知の構造的弱点へとみちびいた。⁽³⁾ この代表制民主主義への無理解によって議会が軽視され、政府の独自の指導性が無視された。その結果、議会制政府の政治指導のもとに利益団体を包摂して議会主義的正統化のメカニズムのもとに組み込む道が初めから排除されており、無傷で革命を生き延びた官僚制をさらに利し、利益団体は省庁官僚制との結合を議会への対重として利用するという従来の構造が強化された。⁽⁴⁾ 「非マルクス主義者」であるジンツハイマー自身には直接民主主義発想は希薄であるが、彼もまた現実に対応しない伝統的議会制観（名望家的議員団政党の担う古典的議会制イメージ）をもっており、これに適合しない現象を議会の外側に位置づけるといふやり方で、「議会的公共性」の空洞化という現実への対策が構想されたのであった。第三に、G. A. リッターやフレンケルが指摘しているように、⁽⁵⁾ 独英における官僚制の機能の違いがある。ドイツでは議会制度導入に先んじて強固な官僚制が存在し、官僚政治が議会制化を阻んできたのに対して、イギリスでは議会制度よりも遅れて形成された官僚制はシヴィル・サービスとしての機能をはたすその時々政府の中立的道具として議会政体に組み込まれ、リッターによれば官

僚制のこの相対的な弱体のために、かえって大きな利益団体の協働が政府の経済的社会的政策遂行の条件となり、憲法の枠内への利益団体の組み込みが促進されたのであった。

〔注〕

はじめに

- (1) 小野「ドイツ社会民主主義と利益代表制」、『大阪外国語大学学報』75-3。
- (2) Vgl. H. Möller, *Parlamentarismus in Preußen 1919-1932*, Düsseldorf 1985, S. 29. メラーは、対立する見解のいずれが正しいかは証明できず、解釈は政治的確信に依存するとしながら、移行局面とレーテの活動の経済的研究が初めて答えをだすと考えている。なおヴィンクラーは議会的権限もつ経済評議会なら議会制システムを麻痺させたのであろうが、単に諮問機関としての全国経済評議会は「政府の装飾」にすぎなかったという見解である。H. A. Winkler, *Von der Revolution zur Stabilisierung*, Berlin/Bonn 1984, S. 238.
- (3) D. J. K. Peukert, *Die Weimarer Republik*, Frankfurt a. M., S. 60.
- (4) U. Kluge, *Die deutsche Revolution 1918/19*, Frankfurt a. M. 1985, S. 32, 113.
- (5) E. Fraenkel, *Kollektive Demokratie* (1929), in: Ders., *Reformismus und Pluralismus*, Hamburg 1973, S. 79-86.

〔1〕

- (1) Vgl. E. Fraenkel, *Die repräsentative und die plebiszitäre Komponente im Demokratischen Verfassungsstaat*, Tübingen 1958, S. 43ff.; W. Mantl, Eine frühe Weichenstellung zwischen Parlamentarismus und direkter Demokratie, in: M. Funke / H.-A. Jacobsen u. a. (Hg.), *Demokratie und Diktatur (Festschrift für K. D. Bracher)*, Düsseldorf 1987.
- (2) G. A. Ritter, *Arbeiterbewegung, Parteien und Parlamentarismus*, Göttingen 1976, S. 282
- (3) Vgl. D. Grosser, Vom monarchischen Konstitutionalismus zur parlamentarischen Demokratie, Den Haag 1970, S. 33ff.
- (4) Vgl. K. Kautzky, *Parlamentarismus und Demokratie*, Stuttgart 1911; W. Mantl, a. a. O.
- (5) K. Kautzky, a. a. O., S. 33; H. Wasser, *Parlamentarismuskritik von Kaiserreich zur Bundesrepublik. Analyse und Dokumentation*, Stuttgart 1974, S. 27f.
- (6) Vgl. D. Groh, *Negative Integration und revolutionärer Attentismus*, Frankfurt / M. u. a. 1973, S. 128ff., S. 140-153. 大衆ストライキ論争と選挙権闘争の経緯について参照, 乗杉澄夫『ドイツ社会民主党の大衆ストライキ論争と選挙権闘争1905/06年』和歌山大『経済理論』189, 190, 191, 192号、D. Grosser, a. a. O., S. 38; D. Groh, a. a. O., S. 128-153.
- (7) D. Grosser, a. a. O., S. 38, 50.
- (8) H. Wasser, a. a. O., 31ff.; W. Conze, Die deutschen Parteien in der Staatsverfassung vor 1933, in: E. Matthias / R. Morsey (Hg.), *Das Ende der Parteien 1933*, Düsseldorf 1960, S. 10.
- (9) E. Fraenkel, *Die repräsentative und die plebiszitäre Komponente*, S. 45f.
- (10) L. Bergsträßer, *Die preußische Wahlrechtsfrage im Kriege und die Entstehung der Osterbotschaft 1917*, Tübingen 1929, S. 6ff., 91ff.
- (11) D. Dowe (Hg.), *Protokolle der Sitzungen des Parteiausschusses der SPD 1912 bis 1921*, Berlin / Bonn 1980 (以下単に *Protokolle der SPD* と略), S. 468f. 社会民主党は平等選挙権の実現ということで、プロイセン選挙法改革だけではなく、人口移動などにより同党に最も不利に作用していた1869年帝国議会選挙法(「決戦投票を伴う小選挙区絶対多数代表制」)の改革を早くから問題にし、選挙区制の適正化、比例代表制の導入を要求していた。これについて武永淳「ワイマール比例代表選挙制の成立過程」、『法学論争』108-6, 109-2 参照。
- (12) Vgl. L. Bergsträßer, a. a. O., S. 6.

- (13) D. Grosser, *a. a. O.*, S. 153.
- (14) *Ebenda*, S. 131 ; S. Miller, *Burgfrieden und Klassenkampf*, S. 322f.
- (15) E. Matthias / K. Morsey (Hg.), *Der Interfraktionelle Ausschuss 1917 / 18*, Düsseldorf (以下 IFA と略), S. 318, 592f.
- (16) 野田宣雄「ドイツ議会主義運動と講和問題」, 『西洋史学』60号 (1963年), 13頁以下, U. Bernbach, *Vorformen parlamentarischer Kabinettbildung in Deutschland*, Köln / Opladen 1967, S. 86-91 ; K. Epstein, der Interfraktionelle Ausschuss und das Problem der Parlamentarisierung 1917-1918, in : *Historische Zeitschrift*, 191 (1960), S. 573.
- (17) *Verhandlungen über die Verhandlungen des Parteitag des Sozialdemokratischen Partei Deutschlands, abgehalten in Würzburg vom 14. bis 20. Okt. 1917*, S. 133-144.
- (18) G. Gradnauer, Für das parlamentarische Regierungssystem, in ; *Die Neue Zeit*, Jg. 36, Bd. 1, Nr. 15, S. 338.
- (19) *Protokolle der SPD*, S. 601, 606f. *Vorwärts*, Nr. 263, 24. Sep. 1918.
- (20) *Protokolle der SPD*, S. 575f.
- (21) *Ebenda*, S. 575.
- (22) *Ebenda*, S. 581f., 584, 591, 594.
- (23) Vgl. H. -J. Puhle, Repräsentation und Organisation : Bürgerliche Parteien und Interessenverbände im Wilhelminischen Deutschland, in : H. W. von der Dunk / H. Lademacher (Hg.), *Auf dem Weg zum modernen Parteienstaat*, Melsungen 1986, S. 215f.
- (24) 例えば「国民の内政的進歩は、プロイセンからユンカー的階級国家的に支配されるライヒの国法的諸制度とますます矛盾におちいった。」G. Gradnauer, *a. a. O.*, S. 337.
- (25) H. Cunow, Preußengeist und Reichsdemokratie, in : *Die Glocke*, Jg. 3, Heft5, 5. Mai 1917, S. 167.
- (26) *Protokolle der SPD*, S. 492.
- (27) *Vorwärts*, Nr. 241, 2. Sep. 1918. カウツキーも帝制ドイツを政治的社会的には依然として「半封建的」な「プロイセン的ユンカートゥームの支配」と見ていた。他方で経済的には「成熟した産業的＝金融的資本主義」体制として。相田慎一「カウツキーのドイツ第二帝制観」専大北海道紀要 (社・人編) 20号, 1987, p. 45ff.
- (28) E. Heilmann, Proletarisches Klasseninteresse und parlamentarische Advokatenwirtschaft, in : *Die Glocke*, Jg. 3, Heft 21, 25. Aug. 1917, S. 814.
- (29) *Vorwärts*, Nr. 250, 11. Sep. 1918.
- (30) *Protokolle der SPD*, S. 594, 591, 597.
- (31) 入閣をめぐる交渉 (SPD と副宰相バイヤー, 國務長官レーデルンとの協議) のなかで, エーベルトは, 彼が最重要ポストと考える宰相, 外相, 内相のうち, 外相には経験ある専門家を任命し, これに議会人の次官をつけること, 宰相, 内相には議会人を, そして彼らにも議会人の次官をつけることを要求した。IFA, S. 743f.
- (32) IFA, S. 744.
- (33) H. -J. Bieber, *Gewerkschaften in Krieg und Revolution*, Hamburg 1981, S. 500.
- (34) S. Miller, *Burgfrieden*, S. 326.
- (35) *Vorwärts*, Nr. 295, 26. Okt ; Nr. 296, 27. Okt. 1918.
- (36) *Vorwärts*, Nr. 296, 27. Okt. 1918.
- (37) D. Lehnert, *Sozialdemokratie und Novemberrevolution. Die Neuordnungsdebatte 1918 / 19 in der politischen Publizistik von SPD und USPD*, Frankfurt / New York 1983, S. 53.
- (38) *Protokolle der SPD*, S. 615.
- (39) *Ebenda*.
- (40) G. A. Ritter / S. Miller (Hg.), *Die deutsche Revolution 1918-1919. Dokumente*, 2. Aufl, Hamburg

1975, S. 80f.

(41) *Ebenda*, S. 103f.

(42) *Ebenda*, S. 154.

(43) Vgl. H. Möller, *Parlamentarismus in Preußen*, S. 35-41.

(44) G. A. Ritter / S. Miller (Hg.), *a. a. O.*, S. 204

(45) H. A. Winkler, *Die Sozialdemokratie und die Revolution von 1918 / 1919*, Berlin / Bonn 1979, S. 53ff.

(46) S. Miller (Bearb.) / H. Potthoff (Mitw.), *Die Regierung der Volksbeauftragten 1918 / 19*, Zweiter Teil, Düsseldorf 1969, S. 190f. W. Zeplerもまさに大衆運動高揚のただなかで、こう述べた。「社会民主主義政府はもちろん暫定的なものでのみありうる。党の民主主義的見解に照応して、党は立法権力を制憲国民議会の召集までに、したがって人民Volkの多数によって決定された新しい国家指導部の設置までの間のみ、行使するつもりである」W. Zepler, *Zur deutschen Nationalversammlung*, in: *Sozialistische Monatsheft*, 10. Feb. 1919, S. 65.

(47) *Vorwärts*, Nr. 42, 23. Jan. 1919.

(48) *Vorwärts*, Nr. 42, 23. Jan. 1919.

[2]

(49) H. Peus, *Die Demokratie auf dem Marsch*, in: *Soz. Mo. Heft*, Heft 6, 28. März 1917, S. 279f

(50) H. Cunow, *Volksstaat und parlamentarisches System*, in: *Die Neue Zeit*, Jg. 36, Bd. 1, Nr. 8, 23. Nov. 1917, S. 171ff.

(51) *Protokolle der SPD*, S. 520.

(52) K. Kluxsen, *Geschichte und Problematik des parlamentarismus*, Frankfurt a. M., 1983, S. 175ff. ; G. A. Ritter, *Parlament und Demokratie in Großbritannien*, Göttingen 1972, S. 254f. ; H. Döring, *Skeptische Anmerkungen zur deutschen Rezeption des englischen Parlamentarismus 1917 / 18*, in: L. Albertin und W. Link (Hg.), *Politischen Parteien auf dem Weg zur parlamentarischen Demokratie in Deutschland*, Düsseldorf, 1981, S. 127-130.

(53) K. Kluxen, *a. a. O.*, S. 175ff. E. Fraenkel, *Strukturdefekt der Demokratie und deren Überwindung*, in: F. Fraenkel / K. Sontheimer, *Zur Theorie der pluralistischen Demokratie*, Bonn 1964, S. 8ff.

(54) G. A. Ritter, *Parlament und Demokratie in Großbritannien*, S. 274-279.

(55) H. Döring, *a. a. O.*, S. 140-146.

(56) D. Grosser, *a. a. O.*, S. 144.

(57) *Ebenda*, S. 135ff. ; H. Wasser, *a. a. O.*, S. 33.

(58) G. Schmidt, *Deutscher Historismus und der Übergang zur parlamentarischen Demokratie. Untersuchungen zu den politischen Gedanken von Meinecke, Troeltsch, Max Weber*, Lübeck 1964, S. 93ff.

(59) W. Conze, *a. a. O.*, S. 13. シャイデマンは1917年3月に、イギリスモデルに基づく議会制システムが導入されるなら、SPDは君主制を支持する用意の有ることを表明した。L. Bergsträßer, *Die preußische Wahlrechtsfrage*, S. 123.

(60) *Protokoll des Würzburger Parteitag*, S. 138. ただしワイマール憲法憲法審議過程で大統領制度に対しては SPD 議員団は、国民投票の保守的效果と議会解散権などの強力な大統領権限を理由に反対したフィッシャー R. Fischer や、あるいは逆に反抗的な議会多数派に対する対重になり得るというメリットを認めたカッツェンシュタイン Katzenstein など、意見が割れていたが、2 / 26 の議員団会議で議員団の最終的態度は大統領権限の縮小がどの程度なされるかに依存するということを少数の反対できめた。H. Potthoff / H. Weber (Hg.), *Die SPD-Fraktion in der Nationalversammlung 1919-1920*, Düsseldorf 1986, S. 45, 47. 4 / 8 の憲法委員会審議では、主に SPD に代表される大統領制への反対派 (Fischer が反対する報告をした) とプロイス、ナウマンに代表される意見とに割れた。W. Ziegler, *Die Deutsche Nationalversammlung 1919 / 20*, Berlin 1932, S. 169ff.

(61) U. Bernbach, *a. a. O.*, S. 95, 124.

- (62) *Protokolle der SPD*, S. 504.
- (63) *Protokolle der SPD*, S. 576.
- (64) 帝国議会審議でのLandsbergの発言。Vorwärts, Nr. 296, 27. Okt. 1918.
- (65) *Protokoll des Würzburger Parteitages*, S.138ff. 自由主義諸政党もほぼ同様の議会制観をもっていた。例えば Vgl. D. Grosser, *a. a. O.*, S. 141ff.
- (66) D. Grosser, *a. a. O.*, S. 53.
- (67) *Ebenda*, S.55, 67.
- (68) L. Ouessel, Die Praxis des Parlamentarismus, in : *Die Glocke*, Jg.3, Heft 23, 8. Sept. 1917, S. 891.
- (69) S. Miller, *Burgfrieden*, S. 323.
- (70) Vgl. U. Bernbach, *a. a. O.*, S. 125-130. なおベルンバッハは大戦中の超党派委員会の抱いていた議会制政府のモデルが「古典的アングロサクソンモデル」に照応するとして、代表制への無理解を批判しているが、これはすべてそのまま SPD にも妥当する。
- (71) K. Schonhoven (Bearb.), *Die Gewerkschaften in Werkkrieg und Revolution 1914-1919*, Köln1985, Bd. 1, S. 473-512.
- (72) 中村英勝『イギリス議会史』有斐閣1977, 112頁。
- (73) H. Döring, *a. a. O.*, S. 132.
- (74) H. Möller, Parlamentarismus-Diskussion in der Weimarer Republik. Die Frage des “besonderen” Weges zum parlamentarischen Regierungssystem, in : M. Funke / H.-A. Jacobsen u. a. (Hg.), *Demokratie und Diktatur (Festschrift für K. D. Bracher)*, Düsseldorf 1987, S. 153f.
- (75) Peus, *a. a. O.*, S. 280.
- (76) H. Cunow, Volksstaat und parlamentarisches System, S. 171.
- (77) E. Fraenkel, *Deutschland und die westliche Demokratie*, 2 Aufl., Stuttgart 1964, S. 19, 97f. ; Ders., Strukturdefekt der Demokratie, S. 10-14.
- (78) Vgl. U. Scheuner, Das repräsentative Prinzip in der modernen Demokratie, in : Kurt Kluxen (Hg.), *Parlamentarismus*, Köln / Berlin 1971, S.364f.
- (79) Vgl. G. A. Ritter, Kontinuität und Umformung des deutschen Parteiensystems 1918-1920, in : *Vom Kaiserreich zur Weimarer Republik*, S. 249ff.
- (80) *Fraenkel, Deutschland und die westliche Demokratie*, S.19f.,97f ; ワイマール憲法に即しては, Vgl. H. Apel, *Der deutsche Parlamentarismus*, Hamburg 1968, S. 32-36.
- (81) K. Kautzky, *Parlamentarismus und Demokratie*, S. 121f.
- (82) シュタインベルク著, 時永淑・堀川哲訳『社会主義とドイツ社会民衆』, お茶の水書房1983年, 152頁。山本佐門、「資料：カール・レンナー著『カール・カウツキー, ドイツ労働者階級の思想的, 政治的發展の歴史に関するスケッチ』(ベルリン1929年), 北海学園大『法学研究』16- 3, 471-475, 480頁。
- (83) シュタインベルク同書, 第二, 第三章参照。
- (84) ライヒレベルでは SPD が第一党に進出しており, 三級選挙法の地方レベルでも, 例えばバーデンでは SPD は世紀転換頃には一連の選挙区で第三階級の議席をほとんど独占し, 1906年には95の自治体で270人の SPD 議員がいた。J. Schadt (Hg.) *Die Tätigkeitsbericht des Landesvorstands der Sozialdemokratischen Partei Badens 1914-1932*, Stuttgart. u. a., 1977, S. 46ff.
- (85) *Vorwärts*, Nr. 286, 17. Okt. 1918.
- (86) Vgl. Sinzheimer, Das Räte-system, in : Ders., *Gesammelte Ausgaben*, S. 326.
- (87) Vgl. A. H. Winkler, *Pluralismus oder Protektionismus? Verfassungspolitische Probleme des Verbandswesens im Deutschen Kaiserreich*, Wiesbaden 1972.
- (88) Vgl. *Protokolle der SPD*, S. 660-666.
- (89) Sinzheimer, Wirtschaftsräte, in : *Gesammelte Ausgaben*, S. 342.
- (90) H.シュルツェはワイマール末期の SPD の無能の一因を, ワイマール議会制民主主義を擁護する意志の欠

如に見ている。SPDには共和国を擁護に値すると見ていた勢力もあったが、ライヒ政府・議会のレベルでは彼らは末期の危機的状況においても共和国を擁護する意志が欠如していたと。Hagen Schulze, *Die SPD und der Staat von Weimar*, in: M. Stürmer (Hg.), *Die Weimarer Republik*, 1980, S. 297f.

- (91) G. A. Ritter, *Arbeiterbewegung*, a. a. O., S. 282.
- (92) Vgl. Grosser, a. a. O., S. 155ff.
- (93) E. Heilmann, *Proletarisches Klasseninteresse*, a. a. O., S. 805ff., 816.
- (94) Vgl. A. Müller, *Randglossen zum parlamentarischen System*, in: *Schmollers Jahrbuch*, Mai 1918, S. 171-185.
- (95) Vgl. G. Schmidt, a. a. O., S. 94-100.
- (96) A. Ründe, *Demokratie. Zur Debatte über die Regierungsreform*, in: *Die Gloke*, Jg. 3, Heft 22, 1. Sept. 1917, S. 856f.
- (97) Fraenkel, *Deutschland und die westliche Demokratie*, S. 21.

[3]

- (1) ジンツハイマーについてはE. Fränkel, *Räte-mythos und soziale Selbstbestimmung*, in: *Aus Politik und Zeitgeschichte*, Bd. 21, 1971, B. 14; V. Arnold, *Rätebewegung und Räte-theorien in der Novemberrevolution*, Hamburg 1985, S. 271-284. 久保敬治『ある法学者の人生 フーゴ・ジンツハイマー』, 三省堂1986年, 西谷敏『ドイツ労働法思想史論』, 日本評論社, 1987年など。ジンツハイマーの弟子でネオ・ブルーナリズム(古い多元主義と異なり, 他の団体に優位する国家の政治的権限を承認。フレンケルについて Vgl. K. Kluxen, a. a. O., S. 194ff.)の立場にたつフレンケルは, 社会的自己決定の理論はラスキライギリスの同時代人で多元論者の努力に対応するものであるとしてジンツハイマーを「多元主義者」と特徴づけている(E. Fraenkel, *Räte-mythos*, S. 22f.)
- (2) H. Sinzheimer, *Ein Arbeitstarifgesetz. Die Idee der sozialen Selbstbestimmung im Recht*, München / Leipzig 1916.
- (3) というよりは, むしろ労働協約に法的性格を与えることによって, 彼が戦前めざしていた集団的労働協約を基礎とする労使関係・労働体制を実現するためにこそ上の議論が立てられていると言える。Vgl. *ebenda*, S. 49.
- (4) 中野実前掲書, 7, 44-48頁。
- (5) 西谷敏前掲書, 253頁。西谷氏も, ジンツハイマーの国家観は一方では国家とその他の諸団体を基本的に同質的なものとみて, イギリス多元論に理論的基礎を与えたが, 他方では同時に国家を主権概念と結合し, 社会に対する国家の優位制を強調したO. ギールケを受け継いで, 彼と同様, 国家の主権性を強調するドイツ国家思想の伝統の忠実な継承者だと指摘されるところである。208-211, 242-246, 252-255頁参照。また Arnold はジンツハイマーの構想を, 民主主義的な国家のもとであらゆる社会集団の同権化・自己決定をめざした「自由主義的多元主義」としながらも, そのドイツの刻印として, 国家の無条件的な主権性を擁護するために多元的社会の対立の調停を前政治的ないし前議会的領域に移すことを企図したと指摘している。Arnold, a. a. O., S. 283.
- (6) G. Jellineck, *Versungsaenderung und Verfassungswanderung*, Berlin 1906, S. 46-50.
- (7) *Ebenda*, S. 71.
- (8) *Ebenda*, S. 78ff.
- (9) *Ebenda*, S. 79.
- (10) *Ebenda*, S. 58. したがって村上氏のようにイエリネックの「特別議会」をジンツハイマーの構想になる全国経済評議会の想源として, 両者を同一線上に位置づけるのはためられる。村上淳一『ドイツ市民法史』, 東大出版1984年, 265-271頁参照。
- (11) E. Lederer, *Klasseninteressen, Intrereisenverbände und Palamenterismus*, in: Ders., *Kapitalismus, Klassenstruktur und Probleme der Demokratie in Deutschland 1910-1940*, Göttingen 1979, S. 48-50.
- (12) *Protokolle der SPD*, S. 652f.

- (13) *Protokoll über die Verhandlungen des Parteitages der SPD abgehalten in Weimar vom 10. bis 15. Juni 1919*, Berlin 1921, S. 408.
- (14) *Ebenda*, S. 113f., 410ff.
- (15) F. Glum, *Der deutsche und französische Reichswirtschaftsrat*, Berlin / Leipzig 1929, S. 78f.; Sinzheimer, Über die Formen und Bedeutung der Betriebsräte, in: *Gesammelte Ausgaben*, S. 323.
- (16) *Protokoll über die Verhandlungen des Parteitages der SPD abgehalten in Weimar*, S. 408, 415; Sinzheimer, Das Räte-system, in: *Gesammelte Ausgaben*, S. 326f.
- (17) ハーバーマス『公共性の構造転換』未来社, 236頁。
- (18) *Protokolle der SPD*, S. 652.
- (19) Sinzheimer, Das Räte-system, in: *Gesammelte Ausgaben*, S. 326f.
- (20) Sinzheimer, Die Zukunft der Arbeiterräte, in: *Gesammelte Ausgaben*, S. 351.
- (21) 彼はラーテナウやメーレンドルフとその限りでは全く同じく「経済は私的な事柄ではなく、共同社会の事柄である」(Das Räte-system, in: *Ebenda*, S. 328.)と主張し、全ての経済勢力が特殊利害を克服し、国民福祉を志向する全体的指導のもとにまとめあげられるべきことを要求した。
- (22) Sinzheimer, Wirtschaftsräte, in: *Gesammelte Ausgaben*, S. 345.
- (23) *Ebenda*, S. 335.
- (24) F. Glum, *a. a. O.*, S. 84.
- (25) Wirtschaftsräte, in: *Gesammelte Ausgaben*, S. 343.
- (26) D. Grosser, *a. a. O.*, S. 23ff.; D. Groh, *a. a. O.*, S. 312ff.

むすび

- (1) D. Groh, *a. a. O.*, S. 27.
- (2) イギリスでは、分化した諸利害は社会的諸集団の利害の適切な考慮によってのみ守り得ると考えられ (Fraenkel 1958, S.15f.), 積極的に議会制民主主義の枠内への利益団体とそれにより代表される勢力の組み込みが推進された。戦中にはロイド・ジョージのもとで議会をかやの外におき本質的な政策決定は政府と利益団体の直接的交渉において策定する方向が推進されたが、議会の活動領域から経済的社会的問題を排除するこうした考えは、一時的に地歩を得たが貫徹されず、20年代に政府の政策・立法・命令作成過程への利益団体の協働の慣習的規則が形成され憲法の枠内への利益団体の包摂が行なわれた。G. A. Ritter, *Deutscher und Britischer Parlamentarismus*, S. 24f. 今日利益団体は広範な住民集団の代表として政府活動のあらゆるレベルで重要委員会を通じて直接に協働している。Ders., *Parlament und Demokratie in Grossbritannien*, S. 297f. なお、同時代にイギリスでも議会の負担軽減のためにウェブの「社会議院」構想が提起されるが、これも普通選挙により選出される議会であり(下院の活動領域の分割を意図)、私的、公的利益団体を基礎とするものではない Vgl. G. A. Ritter, *ebenda*, S. 237ff.
- (3) Vgl. H. A. Winkler, *Von der Revolutionszeit*, S. 233ff.
- (4) H. -P. Ullmann, *Interessenverbände in Deutschland*, Frankfurt a. M. 1988, S. 179ff.
- (5) Vgl. G. A. Ritter, *Deutscher und Britischer Parlamentarismus*, S. 24-27; E. Fraenkel, *Deutschland und die westliche Demokratie*, S. 24ff. また、Möller の研究によれば、プロイセンでは共和国の議会制とは異なり、「議会主義の首尾一貫した、危機にゆるがぬ形態が実現された」が、その要因として、大統領制の欠如、プロイセンの政党システムの妥協能力、政治的指導層の形成とならんで、政府と議会の官僚制への関係における政治諸機関の優位が挙げられている。Vgl. Möller, *Parlamentarismus in Preußen*, S. 594-598.

(1990. 1. 10 受理)